

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法(定額法)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品 - 定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 - 職員の退職給付に備える為、期末退職金要支給額を計上している。
ただし平成29年3月31日現在においては該当なし。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

平成29年3月31日現在においては該当なし。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
当法人では社会福祉事業のみを実施しているため作成を省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成を省略している。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点(社会福祉事業)
「法人本部」
 - イ 学童保育事業拠点(社会福祉事業)
「学童保育事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
有価証券	0	0	0	0
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	0	0	0
建物	0	0	0
構築物	0	0	0

車両運搬具	1,043,780	500,145	543,635
合計	1,043,780	500,145	543,635

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

平成29年4月1日より公私連携型保育所なしのき保育園を開設する。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

法人設立時における昭島市からの出資金3,000,000円を定期預金に預け入れ、基本財産としている。